

令和元年台風19号の被害に伴う各種支援のご案内

このたびの台風19号の被害を受け、雇用・労働関係では、次のような各種支援を行っています。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内のハローワークの「特別相談窓口」などで、被災した事業主の方々に、事業所の助成金（休業）や雇用保険の特例給付の相談にお応えしています。

2 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の労働基準監督署の「特別相談窓口」などで、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

3 豪雨の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡労働局内の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災により、計画どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ & A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、雇用調整助成金や、雇用保険制度の特別措置もご活用いただくことで、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。台風による水害等による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00073.html)



2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

台風19号の被害による「経済上の理由」（例：損壊した施設設備等の修理に必要な修理業者の手配や部品の調達が困難等）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づく休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。→ 詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



3 失業給付について、従業員にお知らせください

災害救助法の適用地域内に所在地がある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特別措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

労働保険料、障害者雇用納付金等の納付の猶予

台風19号によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料、障害者雇用納付金などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

→詳しくは、労働保険料等については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金等については独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

各種助成金の支給申請

台風19号の被害を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→ 詳しくは、労働局または最寄りのハローワークへお問い合わせください。

中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資制度の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資制度の返済猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資） 9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html

